

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社オーケーエス  
〒989-6135宮城県大崎市古川稲葉字新堀58-1  
TEL：0229-87-3901  
【許可番号】派04-300192

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の定めにより、労働者派遣事業に係る以下の情報を書類の備付けにより公開・情報提供させていただきます。

また、当社では従来から社員の皆さまに研修機会の充実に努めており、教育・研修事業を専門に行っている関係会社やeラーニングによるWEB研修等、また期間の定めのない雇用の転換を希望するなど様々なキャリアを踏まえ、社員の皆さまひとりひとりのライフプランをご支援しています。

1. 労働者派遣の状況、派遣料金額、賃金額、マージン率（令和7年3月～令和8年2月）

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 令和8年6月1日現在 派遣労働者の数  | 225 名    |
| 派遣先事業者数             | 60 社     |
| 派遣料金額の1日（8H）あたりの平均額 | 17,489 円 |
| 賃金の1日（8H）あたりの平均額    | 12,753 円 |
| マージン率               | 27.1 %   |

- 派遣給与 派遣スタッフの給与で、料金総額の72.9%となります。
- 福利厚生費 厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険等の社会保険料の負担分や、キャリア形成に資する教育訓練・職能訓練や安全衛生教育等の費用、有給休暇会社賃金支払い引当分の費用。独身寮の費用負担(一部)、資格取得支援等の費用、福利厚生サービスを総じて、17.75%となります。
- 管理費 派遣会社の営業担当者や事務担当者などの人件費、オフィス賃借料、募集・広告費用等が7.01%となります。
- 営業利益 派遣会社の利益が、2.07%となります。

2. キャリア形成支援制度に関する事項

(1) 教育訓練の内容

| 種 類                       | 受講対象者              | 実施主体   | 実施方法                    | 費用負担について |
|---------------------------|--------------------|--------|-------------------------|----------|
|                           |                    | 賃金支給の別 |                         |          |
| 入社時等基礎訓練<br>(ビジネスマナー等)    | 当社が指定する<br>就労中の従業員 | 当社     | OFF-JT<br>OJT<br>eラーニング | 無し       |
| 職能別訓練<br>(各職務スキルアップ・選任訓練) |                    |        |                         |          |
| 職種転換訓練<br>(キャリアデザイン等)     |                    |        |                         |          |
| 階層別訓練<br>(リーダー養成等)        |                    | 有給     |                         |          |
| その他の教育訓練                  |                    |        |                         |          |

※教育訓練の詳細は各オフィス・担当者にお問い合わせください。

(2) キャリアコンサルティング相談窓口

これからのお仕事やライフプランについて、無料でご相談いただけます。

下記申込窓口まで、お電話・メールにてお申込み下さい。

- (予約制 申込受付時間：平日 9：00～18：30)
- 古川オフィス：0229-87-3901
- 藤沢オフィス：0466-54-7390
- e-mail：oks.cplan@gmail.com

3. 法題30条の4第1項の労使協定

(協定対象派遣労働者の範囲)

- ・職業安定統計の「事務的職業」「販売の職業」「サービスの職業」「生産工程の職業」「輸送・機械運転の職業」「運搬・清掃等の職業」に派遣就業する労働者

(協定の有効期間)

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 福利厚生

下記の各種福利厚生制度を一定の条件のもと利用することができます。

- ・定期健康診断/ストレスチェック
- ・社会保険（健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ・年次有給休暇、看護休暇、介護休暇、産前産後休暇、育児休暇
- ・育児、介護のための深夜業制限、育児・看護のための時間労働制限
- ・福利厚生倶楽部ベネフィット（保養所・店舗割引サービス等）
- ・キャリアコンサルタント/精神・発達障害者しごとサポーター在中